

## シニア共済 新型コロナウイルス感染症の給付について

新型コロナに感染した際には、入院だけではなく保健所の指導による宿泊療養および自宅療養も「みなし入院」として入院給付の請求ができます。給付請求に必要な書類は次のとおりです。

### ①シニア共済給付請求書

②保健所発行の療養証明書または HER-SYS のコピー

### ③コロナ自宅安静についての申立て

(療養証明書に療養終了日が記載されている場合は③は不要です)

※2022年9月26日以降に感染が判明し、65歳以下で無症状または軽症の方は、次の書類をお送りください。

### ①シニア共済給付請求書

②陽性診断が確認できる書類

医療機関や検査センターで実施されたPCR検査の結果、健康フォローアップセンターの受付結果など

### ③コロナ自宅安静についての申立て

## **New** 新型コロナウイルス感染症の入院扱いの終了について

2023年5月8日から、宿泊・自宅療養を「みなし入院」としていた扱いを終了します。なお、新型コロナに感染し入院した場合は、これまで通り入院給付の請求ができます。

### (給付例)

①5月1日に陽性診断、自宅療養をした場合  
最大で7日間の入院給付

②5月4日に陽性診断、自宅療養をした場合  
最大で4日間の入院給付